



平成 21 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 オオバ
コード番号 9765
代表者役職名 代表取締役社長
氏 名 大 場 明 憲
問 合 せ 先 総務担当取締役 渡 邊 丈 士
(電話 03-3460-0111)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 14 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

(改定前)

- 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
「企業理念」及び「オオバグループ役職員行動規範」を定め、必要に応じ外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止できるよう内部統制室を設置し、コンプライアンス委員会の機能を十分発揮できるガバナンス体制を整備する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づき、各々の担当職務に従い適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、少なくとも 10 年間は閲覧可能な状態を維持する。
- 3. 損失の危機の管理に関する規定その他の体勢**
業務執行に係るリスクとして、以下のリスクを認識し、個々のリスクについて管理者を定めることにより、リスク管理体制を構築する。
 - 1) 地震・火災・洪水・事故等の災害により損失を被るリスク
 - 2) 役職員の不適正な業務執行により、事業活動に重大な支障を生じるリスク
 - 3) 基幹システムが正常に機能しないことにより重大な被害を被るリスク
 - 4) その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月に一回定時に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、社内規程に基づく、各々の担当職務に従い執行する。
- 5. 当社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
 - (1) グループ会社における業務の適正性を確保するため、グループ会社全てに適用される行動規範に基づき、グループ会社で諸規程を定める。
 - (2) グループの経営管理については、関係会社経営管理基本方針に従い、会社経営の管理を行い、必要に応じて社内規程に基づき内部監査を実施する。
- 6. 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - (1) コンプライアンス体制の基礎として、「企業理念」及び「オオバグループ役職員行動規範」を定める。

- (2) コンプライアンス委員会を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、社内普及を図る。
- (3) 内部監査部門として業務執行部門から独立した内部統制室を設置し、コンプライアンス体制を監視する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項及び社内規程に違反する事項を発見したときは、遅延なく監査役に報告する。前記に関らず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

8. その他の監査役の監査が実務的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の半数以上は社外監査役とし、対外透明性を図る。
- (2) 監査役職務の遂行にあたっては、内部統制室と緊密な関係を保つ。また、必要に応じて内部統制室に調査を求めることができる。
- (3) 監査役会は、監査意見を作成する際、外部専門家に意見を求めることができる。

(改定後)

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

すべての役職員が守るべき社会のルールとして、「役職員行動規範」を定め周知徹底を図るとともに、取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、法令・定款及び社内規程等に違反する行為を未然に防止している。

また、役職員のコンプライアンスに関する社内相談体制を社内規程に定め、相談・通報の窓口を設けている。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、決裁書その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、「文書管理規程」等の社内規程の定めるところにより適正に保存し、管理している。

また、監査役等からの閲覧の要請には適切に対応している。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の持続的発展を脅かすコンプライアンス問題、品質問題、環境問題、情報セキュリティ問題、災害の発生等を主要なリスクと認識し、「リスク管理基本規程」を定め、部署ごとに業務執行に係る個々のリスクについて管理者を定め、平常時はもとより緊急時においても対応できる体制を整備している。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会を月に一回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催している。社外取締役の参加により経営の透明性・健全性の維持に努めている。
- (2) 「組織業務分掌及び職務権限規程」「決裁書取扱規程」等の社内規程を定めているほか、取締役の担当（分掌）を定め、権限の範囲と責任を明確にしている。また、執行役員制度を導入し、経営の迅速化を図っている。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ経営の適正かつ効率的運営に資するため、子会社にも適用される「役職員行動規範」を定めているほか、子会社の経営については法令及び社内規程の定めるところにより、当社への定期的な報告を求めるとともに適切な管理・指導を行っている。
また、子会社の役職員のコンプライアンスに関する相談体制を社内規程に定め、当社に相談・通報の窓口を設けている。
- (2) グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関して適切な運営を図り、必要な是正を行っている。
- (3) グループの反社会的勢力排除に向けた基本方針として、「役職員行動規範」に「反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、断固として拒絶する。」と定め、周知徹底を図っている。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は取締役会への出席及び必要に応じて重要な会議等へ出席し、取締役が担当する業務の執行状況の報告を受けている。
- (2) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合は直ちに監査役に報告することを義務付けている。
- (3) 監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の半数以上を社外監査役とし、対外透明性を図っている。
- (2) 監査役は、社内規程の定めるところにより、代表取締役との定期的会合を持つこと、監査役会への報告を求めること及び内部統制室との緊密な関係を保ち、必要に応じて内部統制室に調査を求めることができる。
- (3) 監査役会は、監査意見を作成する際、外部専門家に意見を求めることができる。

以上